

なれた街 いつもの道でも みぎひだり

### 5月11日(木)～20日(土)は「春の全国交通安全運動」

入園・入学直後は、道路の通行に慣れない子どもの交通事故が懸念されます。飛び出しによる事故が多いことなどを踏まえ、基本的な交通ルール・マナーを子どもに教えましょう。ドライバーは交通ルールを順守し、思いやり・譲り合いの気持ちを持って運転しましょう。

◎重点目標 ①子どもをはじめとする歩行者の安全確保 ②横断歩行者などの事故防止、安全運転意識の向上 ③自転車利用者のヘルメット着用、交通ルールの順守

☎ 交通政策課・内線659、我孫子警察署☎04-7182-0110



### 市内一斉防犯パトロール

📅 5月19日(金)19時～20時※雨天時26日(金)

地区	集合場所
我孫子南	我孫子駅前交番前・けやきプラザ前広場
我孫子北	我孫子駅北口階段下・つくし野交番前・根戸近隣センター
天王台	天王台駅北口階段下・天王台西公園・我孫子郵便局横
湖北	湖北駅北口階段下・新木駅前交番前・上新木青年館・根古屋団地集会所
湖北台	湖北台交番前
布佐	布佐駅前交番前

※小学生以下は保護者同伴

☎ 我孫子市防犯協議会☎04-7184-8190

### ふるさと納税返礼品協力事業者 募集

市外在住の方が市にふるさと納税の寄付をした場合に、市内で生産・製造した商品やサービスなどを返礼品として提供する事業者を募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
※ふるさと納税受付サイトへの掲載料・手数料、返礼品の送料などは市が負担します。



▲市ホームページ

☎ 財政課・内線220

### 農業拠点施設指定管理者選考委員 募集

任期 7月から5年間※年2～4回開催(月～金曜日)

📌 農業拠点施設(水の館内農産物直売所など)の指定管理者の選考、管理運営に関する審議

📌 市内在住の70歳以下で、農業拠点施設の利用者

📌 1人※他の審議会委員との兼任不可

📌 報酬 1日7,000円(半日3,500円)

📌 選 レポート

📌 申・📌 5月22日(月)(消印有効)までに住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を明記し、レポート

「農産物直売所あびこんやレストラン米舞亭の利用促進策について」(400字程度)を添えて郵送・持参。〒270-1146高野山新田193水の館内農政課☎04-7185-1481



### 農業振興協議会委員 募集

任期 7月1日～令和7年6月30日※随時開催(月～金曜日)

📌 農業振興施策の推進、計画の策定などの審議

📌 市内在住・在学・在勤で任期満了時に75歳以下の方

📌 1人※他の審議会委員との兼任不可

📌 報酬 1日7,000円(半日3,500円)

📌 選 レポート

📌 申・📌 5月22日(月)(消印有効)までに住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を明記し、レポート「我孫子市の特性を生かした農業振興策について」(800字程度)を添えて郵送・持参。〒270-1146高野山新田193水の館内農政課☎04-7185-1481

### 5月は「自転車安全利用推進強化月間」

県では、「ちばサイクルール」を活用した交通ルールの順守と交通マナーの向上を促進し、自転車乗車中の交通事故防止と利用者の危険・迷惑行為の防止を図っています。

道路交通法が改正され、4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。



#### ちばサイクルール

##### ◎自転車に乗る前のルール

①自転車保険に入る ②点検整備をする ③反射器材を付ける ④ヘルメットを着用する ⑤飲酒運転をしない

##### ◎自転車乗車中のルール

①車道の左側を走る ②歩行者を優先する ③傘差し・スマホ使用など「ながら運転」をしない ④交差点では安全確認をする ⑤ライトは夕方からつける

☎ 交通政策課・内線659、我孫子警察署☎04-7182-0110

#### 清潔で安全・快適な街にしよう!

### 5月は「さわやか環境月間」

##### ◎歩きタバコは禁止

公共の場での歩きタバコは禁止です。市内各駅周辺の重点地区では、違反者に2万円以下の過料が科せられます。

##### ◎ごみのポイ捨ては禁止

駅前広場・幹線道路・空き地などへのポイ捨てが後を絶ちません。自分が出したごみは持ち帰りましょう。

##### ◎飼い犬などのふん尿は適切に処理する

飼い犬などを散歩するときは、ふん尿の処理用具を持ちましょう。放置すると2万円以下の過料が科せられます。

##### ◎空き缶などの回収容器は適切に利用する

ポイ捨て防止のため、自動販売機の横に空き缶などの回収容器を設置しています。家庭ごみなどは投入しないでください。

☎ 生活衛生課☎04-7185-1130



### 5月・6月は「赤十字運動月間」

日本赤十字社の災害救護活動、心肺蘇生・AED講習普及などのさまざまな活動は、皆さんから頂く資金によって支えられています。

活動の拡大のため、毎年5月・6月を「赤十字運動月間」とし、活動資金募集の強化に取り組んでいます。ご理解・ご協力をお願いします。

☎ 社会福祉課・内線377

### 上級救命講習(e-ラーニング適応コース)

📅 5月28日(日)9時～15時 📌 消防本部大会議室

📌 心肺蘇生法、AED使用法、止血法、異物除去法、傷病者管理など

※救命技能適正者には修了証を交付

📌 市内在住・在学(小学5年生以上)・在勤で、事前にe-ラーニングを受講し証明書を確認できる方

※普通救命講習未受講でも受講可

※普及員講習の受講には上級救命講習の受講が必須

📌 定 先着20人

📌 費 無料

📌 申・📌 5月11日(木)9時～消防本部警防課☎04-7181-7701

### 5月～10月は「エコルック推進期間」

地球温暖化対策や省エネ推進のため、10月31日(火)までをエコルック推進期間としています。市職員のエコルック(ノーネクタイ・ポロシャツなど)での勤務にご理解をお願いします。

☎ 人事課・内線208

